

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的として平成 12（2000）年に創設されて以降、施策の評価や社会状況の変化などを踏まえた改正を行ってきました。

現在は市民に広く浸透し、高齢者やその家族を支える制度として定着しています。また、市内の介護サービスの充実に向けた基盤整備に伴い、介護は産業・就労の場としても重要な役割を担っています。

出生数の低下を受けて、日本の総人口は平成 20（2008）年以降減少し続けていますが、医療の進歩や生活環境の変化などにより平均寿命は延びており、急速な高齢化が社会問題となっています。総務省統計局の人口推計によると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年まで、高齢化はさらに進行していくと見込まれています。一方で、少子化も続いていることから生産年齢人口は減少しており、介護を支える人材の確保が課題となっています。

見附市においては、令和 5（2023）年 10 月 1 日現在、人口は 38,729 人、うち 65 歳人口は 13,118 人で、高齢化率は 33.9%となっており、令和 22（2040）年には高齢化率が 40.1%になると推計されています。これに伴い、医療や介護などの支援や手助けが必要な高齢者が増加することが予測されます。

急速な少子高齢化と人口減少により、地域では高齢者を取り巻く様々な問題が浮上しています。こうした課題に対応していくために、介護保険事業計画は、第 6 期計画（平成 27～29 年度）以降、「地域包括ケア計画」として位置づけられました。健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療、介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の深化を推進し、制度や分野を問わず地域住民や関係団体などが主体となって参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

これまで本市が取り組んできた「スマートウエルネスみつけ」の理念の実現のために、現状と取り組みや課題等の分析を行い、超高齢化社会になる令和 22（2040）年を見据えた「地域包括ケアシステム」のあり方、介護保険制度の円滑な推進のための施策のあり方を示すものとして「見附市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法令などの根拠

本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉保健計画と介護保険事業についてそのサービス見込み量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 の規定による老人福祉計画と位置づけられます。

介護保険事業計画は介護保険法第 117 条に規定された計画で、3 年ごとに策定することとされており、本計画は第 9 期となります。

(2) 他の計画との関係

本計画は国の基本指針、県の「介護保険事業支援計画」「新潟県地域保健医療計画」などを踏まえるとともに、市政運営の方向性を示す最上位計画である「第 5 次見附市総合計画」が掲げる理念や将来像に基づき、本市における高齢者福祉の総合的な計画として、目標や具体的施策などを示したものです。

また、「見附市健幸づくり計画」「見附市障がい者計画・見附市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「見附市地域防災計画」「見附市いのち支える自殺対策計画」などの関連計画との調和・整合が保たれた計画となっています。

(3) 計画の期間

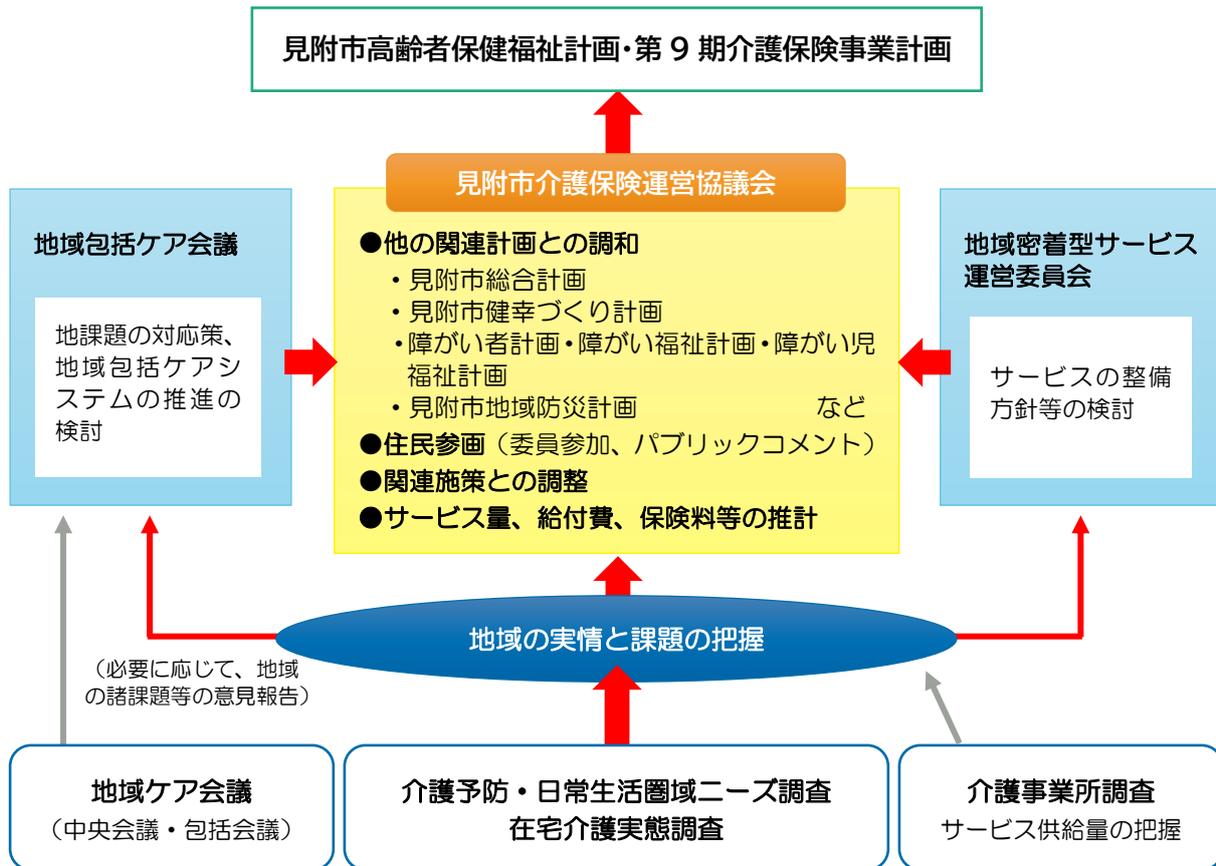
介護保険法により、3 年ごとの計画と定められているため、本計画は令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年を 1 期として策定します。



3 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、被保険者の代表等、各界より幅広く選出された委員で構成される「見附市介護保険運営協議会」において協議、検討を行いました。



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の健康状態や日常生活等、地域の実情を把握し、介護保険サービスや福祉サービス、また健康づくり事業の一層の向上を図るための基礎資料とすることを目的として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、在宅で生活をしている要支援・要介護認定者の家族等介護者の就労継続や、要介護者の適切な在宅生活の継続などについて、客観的な状態把握とその達成に向けた施策検討を行うための基礎資料とすることを目的として「在宅介護実態調査」を実施しました。

また、市内で介護サービスを実施している事業所等に対し、運営状況やサービス提供の実態、人材の確保等についての調査を実施しました。

(3) 住民の意見反映

本計画に対し、市民から幅広く意見を募集し、本計画の策定や施策の参考とするためにパブリックコメントを実施しました。

(4) 庁内関係部門等との連携

地域包括ケアシステムの推進をはじめ、本計画における施策や取り組みは、福祉分野にとどまらず保健、医療、労働、住宅、交通等広範な分野にわたるため、健康福祉課だけでなく、他の関連する担当課と連携して計画策定を進めました。また、県の関係部門と施設・居住系サービス利用者数、整備数、医療計画との整合性について圏域調整を行いました。